

業務委託契約書（案）

- 1 業務の名称 環境創造センター環境放射線センター機械警備業務
- 2 業務の内容 別紙「環境創造センター環境放射線センター機械警備業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- 3 契約の金額 金_____円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 _____円）
- 4 契約の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
- 5 契約保証金 金_____円

上記の業務について、委託者「福島県」を甲とし、受託者「_____」を乙として、次の条項に定めるところにより契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（目的）

第1条 本契約は、契約対象物件について、火災・盗難及び不法行為を防止し、かつ安全を確保するための業務を提供することを目的とする。

（委託業務の仕様等）

第2条 乙は、頭書の仕様書に基づき、頭書の契約の金額（以下「委託料」という。）をもって、頭書の契約の期間（以下「履行期限」という。）までに頭書の委託業務を、法令を遵守して実施しなければならない。

2 前項の仕様書に明記されていない仕様があるときは、甲乙協議して別に定めるものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第3条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、甲の承諾なしに、譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

（警備に使用する機器の設置、保守及び取替）

第4条 乙は、警備に使用する機器（以下「警報機器」という。）を仕様書に基づき配置し、常に正常かつ円滑に運用できるよう維持管理に努めなければならない。

2 乙は、業務遂行に必要な警報機器について、本契約の業務遂行に支障があると認めるときは、甲の承認を得たうえで取替工事を行うものとする。

3 警報機器は県所有の機器を除き、乙がこれを設置し、その所有権は乙に帰属する。

4 警報装置の設置、取替、保守等に要した費用は乙の負担とする。ただし、対象施設の増築又は改築により、既設の警報機器の移動又は変更が生じた場合は、費用の負担は甲乙協議の上、定める。

(機器撤去及び毀損物品等の実費負担)

第5条 甲は、甲の責任に帰すべき事由により、乙の設置する機器物品を毀損、紛失せしめたときは、乙にその実費を支払うものとする。

2 乙は、乙の責任に帰すべき事由により、甲の設置する機器物品を毀損、紛失せしめたときは、甲にその実費を支払うものとする。

3 乙は、契約の解除又は契約期間の終了後は、乙の設置する機器物品を原則として撤去しなければならない。

(業務責任者)

第6条 乙は、この契約の履行上の管理を行う業務責任者を定め、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。その者を変更したときも同様とする。

(施設管理担当者)

第7条 甲は、この契約の履行に関し、甲の指定する職員（以下「施設管理担当者」という。）を定めたときは、その氏名を乙に通知するものとする。施設管理担当者を変更したときも同様とする。

2 施設管理担当者は、この契約書の他の条項に定める職務のほか、次に掲げる権限を有する。

(1) 契約の履行についての乙又は乙の業務責任者に対する指示、承諾又は協議

(2) この契約書及び仕様書の記載内容に関する乙の確認又は質問に対する回答

(3) 業務の進捗状況の確認及び履行状況の監督

(業務の報告)

第8条 乙は、本契約業務の遂行中に警備対象物件に異常事態を感知し、対応したときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、業務遂行状況を毎月取りまとめて、書面にて翌月15日まで甲に報告するものとする。

(報告書の確認)

第9条 乙は、前条第2項の書面を受理したときは、10日以内に業務の履行について確認を行わなければならない。

2 前項の確認の結果、業務の補正が必要となった場合は、甲乙協議して当該補正を行うものとする。

(委託料の請求及び支払い)

第10条 乙は、前条第1項により適切に業務を遂行したと認められたときは、速やかに適法な請求書により委託料の支払いを甲に請求する。

2 甲は、前項による適法な請求書を受領してから30日以内にその委託料を乙に支払わなければならない。

- 3 各月の委託料の支払額は別表のとおりとする。
- 4 甲は、その責めに帰すべき事由により、業務委託料の支払いを遅延した場合は、乙に対し、前項の期間満了の翌日から支払いの日まで政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が決定した率で計算した額（100円未満の端数切り捨て）を遅延利息として支払うものとする。

（契約の変更等）

- 第11条 甲は、必要と認めるときには、この契約の内容を変更し、又は一時中止することができる。この場合において、委託料又は履行期限を変更する必要があると認めるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。
- 2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、乙は甲に対して損害の賠償を請求することができる。この場合の賠償額については、甲乙協議して定める。

（損害賠償）

- 第12条 委託期間内に乙又は乙の従事者の責めに帰すべき事由により盗難、損傷その他の事故が発生した場合は、その損害は乙が賠償するものとする。ただし、天災地変その他避けることが出来ない事由による場合は、この限りでない。
- 2 前項の場合において、乙が負担する賠償額の限度は次のとおりとする。ただし、対人賠償及び対物賠償を合わせて1事故につき10億円を限度とする。
 - (1) 対人賠償にあつては1事故につき10億円
 - (2) 対物賠償にあつては1事故につき10億円
 - 3 前項の規定にかかわらず、賠償額が限度額を超える場合は、甲乙協議の上、定める。
 - 4 甲は、第1項に規定する損害を受けたときは、損害が発生した日から起算して14日以内に書面により乙に通知しなければならない。

（甲の免責事項）

- 第13条 乙に専従する警備要員の警備任務中における身体上の事故については、甲は、一切その責任を負わないものとする。

（乙の免責事項）

- 第14条 乙は次の各号に起因する損害については、損害または補償の責に任じない。
- (1) 建造物、施設または物品自体の瑕疵もしくは甲の管理上の瑕疵に基づく場合
 - (2) 天災地変・暴動・東日本電信電話株式会社専用線等の不通、その他不可抗力により、乙が警備を実施することが不可能となった場合
 - (3) 警備対象に設置した警報装置について、甲または甲の職員もしくは甲の関係者が乙と協議することなく、移転・変更・撤去あるいは加工等をした場合
 - (4) 甲の職員、出入業者の故意または過失に基づく場合

- (5) 警備装置の機能により、甲において警備を解除していた等により、警備実施が不可能な状態にあった場合

(契約の解除)

第 15 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその賠償の責めを負わない。

- (1) 債務の全部の履行が不能であるとき。
- (2) 乙がこの契約の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げるほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかとなるとき。
- (6) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第 6 号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(7) 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成 23 年福島県公安委員会規則第 5 号）第 4 条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

2 前項の規定によりこの契約の全部または一部が解除されたときは、乙は、違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の 10 分の 1 の額を甲に納付しなければならない。ただし、天変地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない自由による解除の場合はこの限りでない。

（契約が解除された場合等の違約金）

第 16 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の 10 分の 1 を甲に納付しなければならない。

また、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

(1) 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

（談合による損害賠償）

第 17 条 甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第 1 号又は第 2 号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 2 条第 9 項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 49 条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 62 条第 1 項の

規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（名義変更の届出）

第18条 乙は、代表者に変更があつたときは、遅滞なく代表者変更に係る登記事項証明書その他のこれを証する書面を添えて甲に届けなければならない。

（個人情報の保護）

第19条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うにあたっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（秘密の保持）

第20条 乙は、業務の実施に関し知り得た事実について、その秘密を守らなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（契約外の事項）

第21条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じて、甲、乙協議して定めるものとする。

（紛争の解決方法）

第22条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

（契約期間）

第23条 この契約の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。ただし、翌年度以降にこの契約に係る予算の減額又は削除があつた場合、甲はこの契約を解除できるものとする。

(書面契約による場合)

この契約の証として本書2通を作り、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

(電子契約による場合)

本契約の証として、本書を電磁的記録により作成し、当事者が地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第12条の4の2に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

令和 年 月 日

甲 住所 福島県田村郡三春町深作10番2号
氏名 福島県
福島県環境創造センター 所長 郡司 博道

乙 住所
氏名

別表

年度別・月別委託料支払額内訳

(単位：円)

年度 月別	委託料支払金額				
	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
4 月					
5 月					
6 月					
7 月					
8 月					
9 月					
10 月					
11 月					
12 月					
1 月					
2 月					
3 月					
計					

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は

廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者(再委託先が子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合を含む。以下次項において同じ。)に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者(乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。)の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。